

(期間内再受講または期間延長をされる方で第6回実務に関する講義を受講される方向け)

## 実務に関する講義の期間内再履修及び期間延長再履修等の方法について

(社) 日本不動産鑑定協会実務修習業務規程及び業務規程細則の一部改正に伴い、期間内再受講及び期間延長再受講につきまして、下記のとおり変更になりましたので、お知らせいたします。

再受講される際には、下記の申請方法等をよくご覧になり、実務に関する講義にのぞまれるようお願いいたします。

### I. 当初申請の実務修習期間内における再履修・再々履修の仕方

#### 1. 再履修・再受講の概要

課程別の再履修・再受講(以下、「再履修」という。)は、

①当初申請の実務修習期間内に行う再履修

②実務修習期間を延長して行う再履修

の2つに大別されますが、ここでは当初申請があった期間内に再履修・再受講される方(2年及び3年コースの場合)へのお知らせです。

再履修に当たって、各コース共通して注意する事項は次のとおりです。

(1) 再履修に当たっては、それぞれ別途費用が発生します。講義は、11万円です。

また、再履修を行うに当たっては所要の申請手続きを行うことが必要です。

(2) 講義の単元の取り扱い方については、次のとおりです。

前期3日間及び後期3日間の講義を全てあわせて1単元としています。

したがって、講義科目中の1科目でも修得できなかった場合は、前期3日間、後期3日間の講義を全て受講しなおすことが必要となります。

※ 講義の単元が非認定となった場合は、前回受講時の単位修得状況、成績は関係なく、全6日間の再受講(要確認テストの合格)が必要となります。

#### 2. コース別の再履修等

(1) 2年コースの場合

講義は、1年単位で実施され、かつ、実務修習開始初年度に受講しなければならないこととなっています。

したがって、1年目に講義を受講し単元の認定を受けることができなかった場合は、再受講申請を行い、当初申請の実務修習期間2年目に講義を再受講します。

- ※ 2年コースで1年目に講義を受講せずに2年目に講義を受講することは出来ません。  
1年目に講義を受講しなかった場合は、実務修習期間を延長して講義を再受講しなければなりませんのでご注意ください。

(2) 3年コースの場合

講義は、1年単位で実施され、かつ、実務修習開始初年度に受講しなければならないこととなっています。

したがって、1年目に講義を受講し単元の認定を受けることができなかった場合は、再受講申請を行い、当初申請の実務修習期間内の2年目に講義を再受講します。

2年目においても単元の修得ができなかった場合は、再々受講申請を行い、実務修習期間内の3年目に講義を再々受講することができます。

なお、再受講、再々受講に当たっては、別途それぞれ11万円の費用が発生します。

- ※ 1年目に講義を受講せずに2年目又は3年目に講義を受講することは出来ません。  
また、2年目に講義を受講せずに3年目に講義を受講することも出来ません。

上述の指定のとおり講義を受講できない場合は、実務修習期間を延長して講義を再受講しなければなりませんのでご注意ください。

## Ⅱ. 実務修習期間内に再履修等を行う場合の申請手続き

本案内の対象者は、2年及び3年コースの方のみです。

実務修習期間内に再履修を行う時には、2年コース及び3年コース共に、再履修申請書により、課程別に協会業務二課宛に申請を行い、再履修を行うこととなります。

なお、この再履修申請の手続きは、原則として、①実務修習期間内の再・再々履修、②実務修習期間を延長しての再・再々履修において原則同じ（実地演習に関して、実務修習期間を延長しての再履修時は、再履修申請手続きの方法が一部異なりますのでご注意ください。）で、その都度申請手続きが必要です。

再履修申請手続き、料金の支払い方法等は、次のとおりです。

### 1. 申請手続き等

#### (1) 申請方法

再受講・再履修申請書に必要事項を記入のうえ、本会業務二課宛に申請を行います。

申請方法の詳細は、次のとおりです。

- ① 申請方法は、書留郵送により、業務二課宛に申請を行って下さい。送付先は、次のとおりです。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル  
社団法人 日本不動産鑑定協会 業務二課宛

- ② 申請時期は、(2)のとおりです。申請期間最終日の消印有効とします。

なお、講義の再履修等申請を行う場合は、申請期間内にあってもできるだけ早めに申請を行うようにして下さい。

- ③ 再受講・再履修申請書の記入の仕方は、申請書記載例を添付していますので、そちらで  
ご確認下さい。

#### (2) 申請の期間

再受講・再履修の申請期間は、次のとおりです。申請にあたっては、注意事項(※印)をよく確認して下さい。

単元非認定となった講義の受講履修年の9月1日から同年11月30日まで

- ※1 最終日の消印有効とします。
- ※2 講義の単元を修得されていない方は、早めに申請を行うようにして下さい。  
申請期間内でも申請が遅い場合は、講義テキスト等の受け渡しが講義当日になる場合があります。
- ※3 再履修等は申請制です。自動的に再履修等が認められるわけではありませんのでご注意ください。

### (3) 料金と支払方法

#### ① 料 金

| 課程の別     | 料金と支払先       | 単位          |
|----------|--------------|-------------|
| 実務に関する講義 | 110,000円     | 前後期講義<br>一式 |
|          | (社)日本不動産鑑定協会 |             |

#### ② 料金の振込先及び入金締切日

申請をされる方は、単元非認定となった講義受講履修年の11月30日までに、各自の該当料金を次の振込先に、銀行振り込みにてお振込み下さい。なお、振り込み手数料は、各自ご負担下さい。

振込先：みずほ銀行虎ノ門支店 普通（2880782）(社)日本不動産鑑定協会

※ 会社単位等で複数の人数分を同時に振り込まれる場合は、その内訳（振込日、修習生氏名、修習生番号、銀行名、該当課程、金額）をファクシミリ（FAX番号 03-3436-6450）にて、本会業務二課宛にお知らせ下さい。

※ 講義の課程を受講等する前に、実務修習を辞退される場合は、指定の期間に所定の手続きを行うことにより、料金が返金されます。ただし、何らかの実費費用が発生していた場合は当該費用についてご負担いただきます。

#### 2. その他

講義の再履修申請を行った方につき、テキストとともに実務に関する講義日程・会場等をお知らせしております。テキストの作成の関係上、多少お時間をいただくこともありますがあらかじめご了承ください。

○ 「再受講・再履修申請書（実務に関する講義用）」記載例

平成 △ 年 ▽ 月 □ 日

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

提出日を記入します。

修習生証で確認のうえ記入

第 ○ 回実務修習 2 年コース

修習生番号 ○ - 2 - 8000

修習生氏名 鑑 定 太 郎 鑑定

押印

**再受講・再履修申請書（実務に関する講義・基本演習用）**

私は、実務修習の単元未修得の次の課程について、再履修等いたしたく、ここに申請いたします。

1. 再履修等の種類 （該当する方に○を付して下さい。） いずれか該当する方を○で囲む

|              |              |
|--------------|--------------|
| 実務修習期間内の再履修等 | 延長期間における再履修等 |
|--------------|--------------|

通算の回数を記入  
再履修は2度目

2. 再履修等する課程の別 再々履修は3度目と記入

再履修等する課程に○を付し、通算何度目の再履修等となるか記入。

| 課 程 名             | 再履修申請の有無 | 通算受講・履修回数 |
|-------------------|----------|-----------|
| 不動産の鑑定評価の実務に関する講義 | ○        | 2 度目      |
| 基 本 演 習           |          | 度目        |

3. 連絡先 該当しない欄は斜線をひく

(1) 住 所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15

(2) 電 話 0 3 - 3 4 3 4 - 2 3 0 1

(3) F A X 0 3 - 3 4 3 6 - 6 4 5 0

(4) メール・アドレス jarea@fudousan-kanteishi.or.jp

住所と電話番号は必ず記入して下さい。

以 上

### Ⅲ. 実務修習の延長期間での再履修の仕方

#### 1. 実務修習期間の延長（概要）

実務修習期間の延長は、各コース別の当初申請の実務修習期間（1年・2年・3年）内に、各課程の全単元を修得できなかった場合に必要となります。

当初申請の実務修習期間内に全課程の単元を修得できなかった場合には、実務修習を終了するか、実務修習期間を延長し実務修習を継続するか、を選択することになります。

実務修習期間の延長を希望する場合は、指定の方法により、実務修習期間の延長申請と再履修申請を併せて行います。なお、これらの申請を行わない場合は、実務修習を終了したものの取り扱いになりますので、該当することとなった場合は申請忘れのないように十分注意して下さい。

なお、費用は、実務修習期間を延長することにより発生するものではなく、修習生が再受講再履修する内訳に応じて相当分の料金が発生することになります。

※ 2年及び3年コースについては、当初申請の実務修習期間内に再履修の機会があります。

※ 1年コースは、当初申請の1年間の実務修習期間内に、実務に関する講義の再受講再履修の機会はありませんので、単元を修得できなかった場合、必ずこの実務修習期間の延長が必要となります。

#### 2. 講義を再履修する場合の注意事項等

講義は1年単位で実施されますので、再受講時も受講の仕方自体には変わりありません。

ただし、実務修習期間を1年延長するか、2年延長するかにより、講義を再受講できる回数が異なります。実務修習の延長期間内に講義を再受講する場合の注意事項は次のとおりです。

- (1) 実務修習期間を延長して講義を再受講するためには、実務修習期間の延長及び講義の再履修申請を指定時期に行う必要があります。それぞれ該当の申請手続き欄にて詳細を確認のうえ手続きを行って下さい。なお、所定の手続きを指定時期に行わない場合、実務修習の終了の取り扱いとなりますのでご注意下さい。講義は再受講毎に別途11万円の費用が発生します。
- (2) 実務修習期間を1年延長した場合、講義の再々受講は出来ません。1年の延長期間内に単元を修得できない場合は、実務修習の終了となります。  
延長期間1年又は2年については、選択後変更できません。また、実務修習期間の延長は一度しか行うことができませんので、期間選択時によく検討して下さい。
- (3) 実務修習期間を2年延長した場合、講義は延長1年目に再受講しなければなりません。延長1年目に再受講しない場合は2年目の再々受講もできません。従って、延長1年目に再受講しない場合は、実務修習を終了しなければならないこととなります。
- (4) 実務修習期間を2年延長し、延長1年目に講義の単元を修得しても延長申請した実務修習期間終了後でなければ、修了考査は受験できません。ただし、延長期間を2年とした場合、講義の再々受講ができます。延長期間1年又は2年については、選択後変更できませ

るので、期間選択時によく検討して下さい。

また、講義の再受講の仕方は、次のようになります。

(1) 講義は、前期3日間及び後期3日間の講義を全てあわせて1単元としています。

したがって、講義科目中の1科目でも修得できなかった場合は、前期3日間、後期3日間の講義を全て受講しなおすことになります。

なお、前回受講時の単位修得状況、成績は関係なく、全6日間の再受講(要確認テストの合格)が必要となります。

(2) 講義の再受講の手順としては、修習生が実務修習期間の延長申請及び再履修申請を行い、協会がこれを受理後、入金確認を行い、その後、講義実施日程、会場等のご案内をさせていただくということになります。

実務修習の期間延長は1回しか出来ません。したがって、非認定となった場合、又は、未履修単元があった場合は、実務修習は修了できません。

この場合、実務修習を全て受け直すことが必要になりますので、十分に注意して各課程の再履修に当たして下さい。

また、指定の方法以外で再履修した場合も審査対象外(非認定)の取り扱いとなり、単元未修得・実務修習の受け直しとなりますので、再履修の仕方についても間違えのないよう十分にご注意下さい。

## IV. 実務修習の延長期間での再々履修の仕方

### 1. 講義の再々履修

講義の再々履修の仕方は、これまでと特に変わりありません。

両課程共に1年単位で実施されますので、実務修習期間を2年延長した場合のみ、延長期間内に再々履修又は再々受講する機会が与えられます。実務修習期間1年延長の場合は、再々履修等することはできません。

講義を再々履修等するに当たっては、次のことに注意して下さい。

(1) 延長初年度に再履修等し、単元非認定となった場合のみ、延長期間の2年目に再々履修等することが認められます。

(2) 1年単位で実施されます。延長期間1年目に講義の前期を受講し、2年目に講義の後期を受講するといったことはできません。

(3) 再々履修するときには、再々履修申請が必要で、別途料金も発生します。

## V. 実務修習期間を延長する場合の申請手続き

「実務修習期間の延長」の申請を行うためには、「実務修習期間延長申請書」（以下、「延長申請書」という。）と「承諾書」に必要事項を記入のうえ、本会業務二課宛に申請（送付）します。申請要領等は以下のとおりです。

なお、実務修習期間の延長申請は、期間を延長する手続きですので、併せて再履修する課程の再履修申請も行う必要があります。

### 1. 対象者の確認

実務修習期間の延長申請が必要となる方は、各コース別に当初申請の実務修習期間（1年・2年・3年）内に、各課程の全単元を修得できなかった方です。

なお、対象者（該当者）で、実務修習期間の延長の申請を行わない場合は、実務修習を終了しなければならなくなります。また、期間をあけて実務修習の延長を行うこともできませんのでご注意ください。

### 2. 申請に当たっての実務修習延長期間1年又は2年の選択

実務修習期間を延長できる期間は1年又は2年で、申請時に選択します。延長申請書への記入の仕方は、記載例をご覧ください。なお、実務修習期間の延長期間を選択する際には、次のことにご注意下さい。

- ① 期間を延長できるのは、1回限りで申請後の期間変更はできません。この延長期間内に各課程の単元を全て修得できない場合、実務修習を終了しなければならなくなりますので延長期間の選択の際には十分にご注意下さい。
- ② 修了考査を受験できるのは、実務修習期間終了後になります。
- ③ 延長期間を2年間とした場合、講義の単元を修得していないときには、延長期間の1年目の年に受講履修しなければなりません。また、実地演習は協会指定の形で演習しなければなりません。
- ④ 延長期間内に一部単元について再々履修等できる場合がありますが、1年延長より2年延長とした方が再々履修等の機会が多くなります。

### 3. 申請方法

実務修習延長申請書及び承諾書の様式については、協会ホームページに掲載されていますので、そちらからダウンロードしていただき、本会業務二課宛に申請を行って下さい。

- ① 提出物は、実務修習期間延長申請書と承諾書の2点です。承諾書は署名押印して下さい。
- ② 申請方法は、書留郵送により、業務二課宛に申請を行って下さい。送付先は、次のと

おりです。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル  
社団法人 日本不動産鑑定協会 業務二課宛

③ 実務修習期間延長申請書の記入の仕方について

- ア. 延長申請書の右肩にある年月日は、延長申請書を提出する日付けをご記入下さい。
- イ. 1年又は2年の実務修習期間の延長期間が決まりましたら、延長申請書の「3. 申請を行う延長の期間選択」の欄の該当年数に○を付して下さい。
- ウ. 延長申請書の「4. これまでに受けた課程別の認定内訳」の欄については、提出日時点までの状況を記入して下さい。
- エ. 延長申請書の記載例をご参照下さい。

#### 4. 申請期間

実務修習期間の延長の申請期間は、次のとおりです。申請にあたっては、注意事項(※印)をよく確認して下さい。

各コース別・実務修習期間終了年の9月1日 ～ 11月30日

- ※1 原則最終日の消印有効とします。
- ※2 講義の単元を修得されていない方は、申請期間内であっても、早めに実務修習期間の延長申請と再受講・再履修申請を行うようにして下さい。  
特に講義を受講される方は、講義実施までに猶予期間がありませんので、早めの申請をお願いいたします。申請期間内でも申請が遅い場合は、講義テキスト等の受け渡しに講義当日になる場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- ※3 申請時点で単元を全て修得されている方の延長の申請は、原則として、受付けません。

#### 5. その他の注意事項等

① 課程別の単元の取り扱い方について

前期3日間及び後期3日間の講義を全てあわせて1単元としています。

したがって、講義科目中の1科目でも修得できなかった場合は、前期3日間、後期3日間の講義を全て受講しなおすことが必要となります。

- ※ 講義の単元が非認定となった場合は、前回受講時の単位修得状況、成績は関係なく、全6日間の再受講(要確認テストの合格)が必要となります。

実務修習期間延長の申請に併せて、必ず各自該当の課程について、再受講再履修の申請を行って下さい。

また、再受講再履修の申請に併せて該当料金をそれぞれお支払い下さい。

○ 実務修習期間延長申請書(記載例)

平成 △ 年 ▽ 月 □ 日  
提出日を記入します。▲

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

修習生番号 ○ - 1 - 0600

修習生氏名 鑑 定 太 郎 (鑑定太郎)

### 実 務 修 習 期 間 延 長 申 請 書

私は、下記の理由により、実務修習期間を延長いたしたく、社団法人日本不動産鑑定協会業務規程第29条第3項に基づき申請いたします。

1. 理 由 単元の未修得課程があるため。
2. 現在申請している実務修習期間 (いずれかに○を付して下さい。)  
○1年 ・ 2年 ・ 3年
3. 申請を行う延長の期間 (いずれかに○を付して下さい。)  
○1年 ・ 2年 **提出日現在の状況を記載して下さい。**
4. これまでに受けた課程別の認定内訳

| 講 義      | 認 定 | 非認定 | 基本演習 | 認 定 | 非認定 |
|----------|-----|-----|------|-----|-----|
| 物件調査実地演習 | 土地  | ○認定 | 非認定  | 建物  | ○認定 |
| 一般実地演習   | 認定  | 8   | 件    | 非認定 | 5   |
|          |     |     |      |     | 件   |

5. 連絡先 (郵便番号・住所・電話番号)  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15  
電話 03-3434-2301
- 認定件数については、みなし履修の件数も含めて記載して下さい。

以 上

○ 承諾書(記載例)

## 承 諾 書

1年又は2年の申請年数を記入します。

私は、自ら選択した実務修習の延長期間 1 年間の内に、

実務修習の全ての課程を修了することができなかった場合は、

理由の如何を問わず、実務修習を終了することを承諾します。

提出年月日を記入します。

平成△年 ▽月 □日

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

修習生証で確認のうえ、ご記入下さい。

実務修習生番号 ○ - 1 - 0600

氏 名 鑑 定 太 郎 鑑定太郎

署名の上、押印して下さい。

## VI. 実務修習の延長期間に再履修等を行う場合の申請手続き

実務修習の延長期間での再履修等の申請手続きは、再履修を行う場合と再々履修を行う場合、講義及び基本演習と実地演習課程の別で対応が異なります。

講義の課程は、再履修、再々履修等する場合、いずれもこれまでの再履修等の申請手続きと原則同じとなります。

実務修習期間を1年又は2年延長しての実地演習の再履修は、修習生ごとに、それぞれの期間の再履修計画をたて、その1年又は2年の再履修計画を再履修開始前にまとめて協会に申請します。

実務修習延長期間内の再々履修の申請手続きは、「実務修習期間内に再履修等を行う場合の申請手続き」と原則同じとなりますので、本章では申請手続きが異なる部分中心のご説明となります。

なお、実務修習期間の延長申請手続きは、1回限りですが、再履修等の申請は、再履修、再々履修毎に、また、課程別・単元別に、それぞれ申請が必要となります。

また、再履修申請とは別に、実務修習期間の延長申請は必須となりますので申請忘れのないように十分注意して下さい。

### 1. 講義を再履修する場合

次の点にご注意下さい。

- (1) 講義の課程は1年単位で実施されるため、2年期間を延長された場合のみ、延長期間内に再々履修が行えます。再々履修する場合には、延長期間1年目の9月1日から11月末日までに再々履修等の申請が必要になります。
- (2) (1)は、延長初年度に再履修し単元非認定となった場合のみ認められるものとなります。再々履修の申請手続きについては、再履修申請時と同じ要領となります。
- (3) 講義の再履修のための料金支払期日は、次のとおりです。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 支払期日 | 当初申請の実務修習終了年の11月末日 |
|------|--------------------|